

現在、小平市では、請願者の住所・氏名がホームページや議会報上で公表されています。個人情報保護が重視され、PTA や町会の名簿廃止が進む中、請願者の住所・氏名をホームページや議会報上で公表することは、今でも必要でしょうか。

DV 被害者や、被虐待者、性暴力被害者などが、請願を出した場合、住所・氏名が公表されることで、危害を受ける可能性も否定できません。それでなくても、住所・氏名が公表されるという理由で、請願を出すのを躊躇するという声も聞いています。

調べたところ、稲城市、国立市、多摩市、調布市、東久留米市、東村山市、日野市は非公開、八王子市、羽村市、東大和市、武蔵野市では、公開するか否かを選択することができます。国分寺市も、傍聴者ファイルには住所・氏名が記載されますが、ホームページには記載されません。また、昭島市では個人名は非公開。住所は町名まで公開としています。

小平市としても、請願者の住所・氏名の公表については、公表するか否かが選択できるようにして頂ければ、より小さな声や多様な意見が市政に反映されることにつながります。DV 被害者等も含め、より幅広い人が請願を出すことができるようになります。

次に、議会が採択した請願に市がどう対応したかの報告についてです。小平市議会では、以前に採択された請願で、その後どうなったかの処理の経過や結果についての報告が一切行われていないものが 23 件あったと聞きました。

小平市では、採択された請願の処理の経過や結果について、市民に報告が行われないばかりでなく、市議会への報告も、市が何らかの対応をしたものに限られています。

国立市、小金井市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、日野市、福生市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市の 12 市で、定期的に議会への報告が行われています。口頭の場合は市民は会議録で報告を読むことができ、書面の場合は情報コーナーや議会図書館などで閲覧することができます。三鷹市、武蔵村山市のように議会での配布物を、傍聴者には資料として配付するという議会もあります。

地方自治法第 125 条は、議会が採択した請願の処理の経過及び結果の報告を地方公共団体の長などに請求できるとしています。議会は採択した請願の処理について報告を受けるべきだと思いますし、議会への定期的な報告が行われれば、市民も会議録や閲覧資料を通じて報告内容を知ることができます。

採択された請願については、国立市や福生市のようにホームページで報告している自治体、立川市、八王子市、福生市（福生市はホームページ上と議会だよりの両方で報告）のように議会だよりで報告している議会、議会もあり、市民は報告によりアクセスしやすくなっています。

請願者が請願が採択された後に、どうなったかを知ることができないのは、市民の請願権を軽視していると言わざるを得ません。

採択された請願のその後の市の対応については、市民にも知らせるべきものであると思います。この点につきましても、是非善処して頂きたいと思います。